

令和4年度 第5回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和4年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会を令和5年1月31日仁淀川町林業振興センター2階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 13名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 10名

欠席委員 3名

農地利用最適化委員 6名

欠席委員 1名

(事務局) 6名

3. 議案

議案第9号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第10号…非農地証明願の審議について

議案第11号…農業振興地域整備計画に係る農用地区変更（除外）申請の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局（●●） 令和4年度第5回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会の出席数は16名、内農業委員は10名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員（1番 ●● ●●委員 3番 ●● ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第 9 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1)

○受付第 27 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地 ●●●●棟●●号室

●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 430 m²

●●字●● ●●番 面積 502 m²

合計面積 932 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

1 月 2 4 日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 28 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、農業

譲受人は、南国市●● ●●番地● ●● ●●号

●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 98 m²

●●字●● ●●番 面積 30 m²

●●字●● ●●番 面積 88 m²

●●字●● ●●番 面積 30 m²

●●字●● ●●番 面積 340 m²

●●字●● ●●番 面積 446 m²

●●字●● ●●番● 面積 89 m²

●●字●● ●●番● 面積 577 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

●●字●● ●●番● 面積 824 m²

地目は台帳・現況とも田になっております。

●●字●● ●●番 面積 64 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

●●字●● ●●番● 面積 634 m²

地目は台帳・現況とも田になっております。

合計面積 3,220 m²です。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●● ●●委員〕

1月4日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第10号

(非農地証明の審議について)

○受付第4号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 239 m²

地目、台帳は畑、現状は山林となっています。

転用された時期は、昭和50年月日不詳です。

転用した理由及び現在の状況は、昭和50年月日不詳、労働力不足により耕作放棄地となっ

ており、現在現況は山林となっております。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

現地確認を1月23日に事務局立ち合いのもと実施しました。現地はほぼ四方を植林に囲まれた状況で、写真のとおり年月日不詳で耕作放棄地となり、植林が生えております。農地に復元するのは難しいと判断しました。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第11号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区変更（除外）申請の審議について）

○受付第2号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番

地目、台帳、現況ともに畑となっています。

除外面積は140㎡の内1.44㎡

変更の内容は携帯電話アンテナ基地局設置の為です。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

現地確認を1月17日に事務局立ち合いのもと実施しました。

除外される農用地は必要最低限であり、又現地は肩狭過ぎてなにも植えていない環境があります。周辺農地にも悪影響は及ぼさないこと、携帯電話は必要不可欠なインフラであることからこの除外は適当であると思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

- ・ 下限面積の撤廃について。
- ・ 欠員による農業委員の募集について。
- ・ 農業委員の研修旅行について。
- ・ 農業振興地域の農用地の全体見直しについて。
- ・ 農業経営基盤強化促進法の改正による人・農地プランについて。

以上で令和4年度第5回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●● ●●

署名委員 ●● ●●